教 健 体 第 1326 号 令和5年(2023年)3月27日

各 教 育 局 長 関 係 道 立 学 校 長 各市町村教育委員会教育長 (各市町村立学校長) 様 (各井同調理場長) 各学校給食組合教育委員会教育長 (各共同調理場長)

北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 今 村 隆 之

新型コロナウイルス感染症対策としての学校給食等の対応について(通知) このことについては、令和2年(2020年)5月26日付け教健体第151-1号及び151-2号により対応いただいてきたところですが、「学校における新型コロナウイルス感染症対策について」(令和5年(2023年)2月6日付け教健体第1146号)及び「新学期以降の学校におけるマスクの見直し等について」(令和5年(2023年)3月17日付け教健体第1297号)を踏まえ、通知の内容を一部改訂しましたので、お知らせします。つきましては、本通知を踏まえ、引き続き管轄の保健所等と連携を図り、地域の感染

つきましては、本通知を踏まえ、引き続き管轄の保健所等と連携を図り、地域の感染 状況を把握するとともに、貴校の学校給食及び寄宿舎調理場の施設設備、人員等の状況 を十分に考慮し、学校給食等を起因とする事故防止の徹底に万全を期していただくよう お願いします。

なお、今後の文部科学省における関係法令等の改正に伴い、この取扱いも改訂される ことがあり得ますので、その旨御承知おきください。

記

1 共通事項

- (1) 学校給食等の安全性の確保
 - ア 各学校の実情等に応じて、「日常の給食指導の要領(例)」(別紙1)を参考 に各学校で要領を作成し、事前に全教職員が研修を行うなど、給食指導の内容を 共通理解の上、児童生徒への衛生管理等について適切に指導すること。
 - イ 大声での会話を控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒等の間に一定の距離 (1 m程度)を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ないこと。
 - ウ 盛り付け、配膳を行う前に、準備や食事に使用する机等を清拭すること。
 - エ 盛り付け、配膳を行う児童生徒及び教職員は、清潔なエプロン、帽子(三角巾)、マスクを必ず着用すること。また、エプロン、帽子等は個人で用意し、共有しないこと。

- オ 学級担任等は、国の定める学校給食衛生管理基準に基づき、盛り付け及び配膳 を行う者(教職員を含む。)の健康状況、身支度、手洗いの確認を行い、「健康 観察票」(別紙2)に記録すること。
- カ 盛り付けの際に器具等を使用する際は、手洗い又は手指衛生を徹底すること。
- キ 一度児童生徒に配膳した給食は、量の調整などを行わないこと。
- ク おかわりがある時は、触れ合わない程度の距離を確保し、料理を取る前に手洗いなどの手指衛生を必ず行い、料理のそばでは会話を控えること。
- ケ 喫食中は、机上にハンカチ等を置いて、いつでも使用できるようにするなど、 咳エチケットを徹底すること。
- コ 栄養教諭は、児童生徒が栄養バランスのよい食事のとり方を理解し、免疫力を 高める望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食を提供する学校 等及び家庭に対し献立等に関する情報提供を積極的に行うとともに、学級担任等 と連携し、学校給食を活用した食に関する指導の充実を図ること。
- サ 食器等の後片付けを児童生徒が行う場合には、触れ合わない程度の距離を確保 し、一人一人順番に行うこと。
- シ 牛乳パックのリサイクル等の活動は、触れ合わない程度の距離を確保し、大声 での会話は控えること。
- ス 食中毒の防止を図るため、学校給食等の持ち帰りはさせないこと。
- (2) 学校給食調理場における衛生管理等
 - ア 臨時休業中に学校給食等を休止していた場合は、再開前に調理場内の施設・設備等の洗浄・消毒を行うこと。また、学校薬剤師等による臨時衛生検査を実施すること。(定期検査票第2票)
 - イ 学校給食従事者(受配校の配膳員、配送車職員を含む。)の健康状況等の確認、 記録は、「検温、咳、倦怠感等」を加えた「個人別健康観察記録票」(別紙3) に基づき、確実に行うこと。また、体調等に変化があった場合には、作業中であ っても衛生管理責任者等に申し出ることを徹底すること。
 - ウ 学校給食従事者(受配校の配膳員、配送車職員を含む。)が休憩する場所は、 換気の徹底、身体的な距離の確保、大声での会話を控えるなどの対策を行うこと。
- 2 感染が広がった場合における対応の追加事項 次の事項を踏まえ、地域の実情に合わせて、適切に対応すること。
 - (1) 学校給食等の安全性の確保
 - ア 盛り付け及び配膳は、児童生徒に行わせず教職員が行うこと。
 - イ 学級の児童生徒が複数の教室等に分かれて喫食する場合についても、各教 室等に必ず教職員を配置し、教職員不在の状況にしないこと。
 - ウ 食物アレルギーを有する児童生徒の情報や対応方法については、必ず担当する 教職員で情報共有すること。
 - (2) 学校給食調理場における衛生管理等

ア 弁当容器等に盛り付けて提供する場合は、学校給食衛生管理基準に基づき、衛 生的な作業工程及び作業動線となるよう、献立作成や調理作業に十分配慮するこ と。

また、調理後の食品は適切な温度管理を行い、調理終了後2時間以内に喫食できるよう、学校給食等を提供する学校等との連携を図り、適切に対応すること。 イ 配膳を伴わない簡易な給食を提供する場合であっても、可能な限り栄養のバランスに配慮すること。

- 3 臨時休業等により学校給食が休止等となった場合の食材等の管理
 - (1) 発注済みの食品のキャンセルが発生した場合については、学校と業者間で十分に 調整を行うとともに、業者に一方的に負担を強いることのないよう配慮すること。
 - (2) 既に納品されている食品については、賞味期限等の確認を行い、給食再開時に使用可能なものは、適切に保存管理を行うこと。(要冷蔵品を調理場内で冷凍したり、一度解凍した食品を再冷凍したりすることがないよう注意する。)
 - (3)(2)で管理した食品を使用する場合は、使用日に再度検収を行い記録するとともに、保存食を採取すること。また、適切に加熱調理を行うこと。
 - (4) キャンセルできなかった食品のうち、(2)以外の未利用食品は、フードバンクへ寄 附するなど、食品ロスの削減に努めること。

学校給食振興・指導係(担当:三好) 電話 011-231-4111 内線 35-668

変更	現行	備考
1 レベル1、2、3地域の 共通事項	1 レベル1、2、3地域の共通事項	
(1) 学校給食等の安全性の確保	(1) 学校給食等の安全性の確保	
ア 各学校の実情等に応じて、「日常の給食指導の要領(例)」	ア 各学校で作成の「日常の給食指導の要領」に基づき事前	
(別紙1)を参考に各学校で要領を作成し、事前に全教職員	に全教職員が研修を行うなど、給食指導の内容を共通理解	
が研修を行うなど、給食指導の内容を共通理解の上、児童	の上、児童生徒への衛生管理等について適切に指導するこ	
生徒への衛生管理等について適切に指導すること。	と。	
イ 大声での会話を控える、机を向かい合わせにしない、向	イ 食事をする机等は、地域の感染レベルに応じた身体的距	Ver. 9 P51
かい合わせにする場合には対面の児童生徒等の間に一定の	離の確保ができるスペースを空け、向かい合わせにしない	
距離(1m程度)を確保する等の措置を講じることにより、	こと。	
「黙食」は必要ないこと。		
ウ 盛り付け、配膳を行う前に、準備や食事に使用する机等	ウ 盛り付け、配膳を行う前に、準備や食事に使用する机等	
を清拭すること。	を清拭すること。	
エ 盛り付け、配膳を行う児童生徒及び教職員は、清潔なエ	エ 盛り付け、配膳を行う児童生徒及び教職員は、清潔なエ	手引 P220
プロン、帽子(三角巾)、マスクを必ず着用すること。ま	プロン、帽子(三角巾)、マスクを必ず着用すること。ま	
た、エプロン、帽子等は個人で用意し、共有しないこと。	た、エプロン、帽子等は個人で用意し、共有しないこと。	
オ 学級担任等は、国の定める学校給食衛生管理基準に基づ	オ 学級担任等は、国の定める学校給食衛生管理基準に基づ	手引 P223
き、盛り付け及び配膳を行う者(教職員を含む。)の健康	き、盛り付け及び配膳を行う者(教職員を含む。)の健康	
状況、身支度、手洗いの確認を行い、「健康観察票」(別	状況、身支度、手洗いの確認を行い、「健康観察票」(別	
紙2) に記録すること。	紙2)に記録すること。	
カ 盛り付けの際に器具等を使用する際は、手洗い又は手指	カ 盛り付けの際は、複数人で同じトング等の使い回しをし	Ver. 9 P22
衛生を徹底すること。	ないこと。	
キ 一度児童生徒に配膳した給食は、量の調整などを行わな	キ 一度児童生徒に配膳した給食は、量の調整などを行わな	
いこと。	いこと。	
ク おかわりがある時は、触れ合わない程度の距離を確保し、	ク おかわりがある時は、学級担任等が身支度を整え、机間	Ver. 9 P47
料理を取る前に手洗いなどの手指衛生を必ず行い、料理の	を回るなどして、盛り付けを行うこと。	Ver. 9 P66
そばでは会話を控えること。		

r		
変 更	現 行	備考
ケ 喫食中は、机上にハンカチ等を置いて、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底すること。 コ 栄養教諭は、児童生徒が栄養バランスのよい食事のとり	ケ 喫食中は、机上にハンカチ等を置いて、いつでも使用で きるようにするなど、咳エチケットを徹底すること。 コ 栄養教諭は、児童生徒が栄養バランスのよい食事のとり	Ver. 9 P25 手引 P227
方を理解し、免疫力を高める望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食を提供する学校等及び家庭に対し献立等に関する情報提供を積極的に行うとともに、学級担任等と連携し、学校給食を活用した食に関する指導の充実を図ること。	方を理解し、免疫力を高める望ましい食習慣を身に付ける ことができるよう、学校給食を提供する学校等及び家庭に 対し献立等に関する情報提供を積極的に行うとともに、学 級担任等と連携し、学校給食を活用した食に関する指導の 充実を図ること。	
サ 食器等の後片付けを児童生徒が行う場合には、 <mark>触れ合わない程度の距離を確保し、一人一人順番に行うこと。</mark>	サ 食器等の後片付けを児童生徒が行う場合には、マスクを 着用し、十分間隔を空けて、一人一人順番に行うこと。	Ver. 9 P47
シ 牛乳パックのリサイクル等の活動は、触れ合わない程度	シ 牛乳パックのリサイクル等、児童生徒が密集する活動を	Ver. 9 P47
の距離を確保し、大声での会話は控えること。 ス 食中毒の防止を図るため、学校給食等の持ち帰りはさせ ないこと	控えること。 ス 食中毒の防止を図るため、学校給食等の持ち帰りはさせ ないこと。	Ver. 9 P51
(2) 学校給食調理場における衛生管理等 ア 臨時休業中に学校給食等を休止していた場合は、再開前に調理場内の施設・設備等の洗浄・消毒を行うこと。また、学校薬剤師等による臨時衛生検査を実施すること。(定期検査票第2票) イ 学校給食従事者(受配校の配膳員、配送車職員を含む。)の健康状況等の確認、記録は、「検温、咳、倦怠感等」を加えた「個人別健康観察記録票」(別紙3)に基づき、確実に行うこと。また、体調等に変化があった場合には、作業中であっても衛生管理責任者等に申し出ることを徹底すること。	(2) 学校給食調理場における衛生管理等 ア 臨時休業中に学校給食等を休止していた場合は、再開前に調理場内の施設・設備等の洗浄・消毒を行うこと。また、学校薬剤師等による臨時衛生検査を実施すること。(定期検査票第2票) イ 学校給食従事者(受配校の配膳員、配送車職員を含む。)の健康状況等の確認、記録は、「検温、咳、倦怠感等」を加えた「個人別健康観察記録票」(別紙3)に基づき、確実に行うこと。また、体調等に変化があった場合には、作業中であっても衛生管理責任者等に申し出ることを徹底すること。	
ウ 学校給食従事者(受配校の配膳員、配送車職員を含む。) が休憩する場所は、換気の徹底、身体的な距離の確保、大 声での会話を控えるなどの対策を行うこと。	ウ 学校給食従事者(受配校の配膳員、配送車職員を含む。) が休憩する場所は、「3つの密」にならないよう(部屋の 換気、向かい合わせになった食事、マスクを外した会話等) 対策を行うこと。	Ver. 9 P30∼P34

変 更	現行	備考
2 レベル2、3 感染が広がった場合における対応の追加事項 次の事項を踏まえ、地域の実情に合わせて、適切に対応す ること。	2 レベル2、3地域の追加事項	
(1) 学校給食等の安全性の確保	(1) 学校給食等の安全性の確保	
ア 盛り付け及び配膳は、児童生徒に行わせず教職員が行うこと。 イ 学級の児童生徒が複数の教室等に分かれて喫食する場合についても、各教室等に必ず教職員を配置し、教職員不在の状況にしないこと。 ウ 食物アレルギーを有する児童生徒の情報や対応方法については、必ず担当する教職員で情報共有すること。 (2) 学校給食調理場における衛生管理等 ア 弁当容器等に盛り付けて提供する場合は、学校給食衛生管理基準に基づき、衛生的な作業工程及び作業動線となるよう、献立作成や調理作業に十分配慮すること。 また、調理後の食品は適切な温度管理を行い、調理終了後2時間以内に喫食できるよう、学校給食等を提供する学校等との連携を図り、適切に対応すること。 イ 配膳を伴わない簡易な給食を提供する場合であっても、可能な限り栄養のバランスに配慮すること。	ア 盛り付け及び配膳は、児童生徒に行わせず教職員が行うこと。 イ 学級の児童生徒が複数の教室等に分かれて喫食する場合についても、各教室等に必ず教職員を配置し、教職員不在の状況にしないこと。 ウ 食物アレルギーを有する児童生徒の情報や対応方法については、必ず担当する教職員で情報共有すること。 (2) 学校給食調理場における衛生管理等 ア 弁当容器等に盛り付けて提供する場合は、学校給食衛生管理基準に基づき、衛生的な作業工程及び作業動線となるよう、献立作成や調理作業に十分配慮すること。 また、調理後の食品は適切な温度管理を行い、調理終了後2時間以内に喫食できるよう、学校給食等を提供する学校等との連携を図り、適切に対応すること。 イ 配膳を伴わない簡易な給食を提供する場合であっても、可能な限り栄養のバランスに配慮すること。	
3 臨時休業等により学校給食が休止等となった場合の食材等の 管理	3 臨時休業や分散登校による学校給食の休止等となった場合の 食材等の管理	
(1) 発注済みの食品のキャンセルが発生した場合については、学校と業者間で十分に調整を行うとともに、業者に一方的に負担を強いることのないよう配慮すること。	ア 発注済みの食品のキャンセルが発生した場合について は、学校と業者間で十分に調整を行うとともに、業者に一 方的に負担を強いることのないよう配慮すること。	

変 更	現 行	備考
 (2) 既に納品されている食品については、賞味期限等の確認を行い、給食再開時に使用可能なものは、適切に保存管理を行うこと。(要冷蔵品を調理場内で冷凍したり、一度解凍した食品を再冷凍したりすることがないよう注意する。) (3) (2)で管理した食品を使用する場合は、使用日に再度検収を行い記録するとともに、保存食を採取すること。また、適切に加熱調理を行うこと。 (4) キャンセルできなかった食品のうち、(2)以外の未利用食品は、フードバンクへ寄附するなど、食品ロスの削減に努めること。 	イ 既に納品されている食品については、賞味期限等の確認を行い、給食再開時に使用可能なものは、適切に保存管理を行うこと。(要冷蔵品を調理場内で冷凍したり、一度解凍した食品を再冷凍したりすることがないよう注意する。)ウ イで管理した食品を使用する場合は、使用日に再度検収を行い記録するとともに、保存食を採取すること。また、適切に加熱調理を行うこと。エ キャンセルできなかった食品のうち、イ以外の未利用食品は、フードバンクへ寄附するなど、食品ロスの削減に努めること。	

【備考】

- ・ Ver. 9: 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル (2023.4.1 Ver.9)
- ・ 手 引:食に関する指導の手引-第二次改訂版-(平成31年3月文部科学省)

■給食の時間の使い方(目安)

12:15	12:30	12:55 13:00	
環境整備・手洗い・身支度・配膳	いただきます/食事	ごちそうさま/後片付け・休息	

☆健康状態等の把握☆ (学校給食法に規定する 「学校給食衛生管理基準」 に基づき実施)

給食を介した感染症や食中毒の予防のために、給食当番の児童生徒(配食を行う教職員も同様)の健康状態等 の点検を毎日行い、別表に記録する。次の項目について適切でない場合は、給食当番を代えるなどの対応をとる。

◎学級担任は必須

□下痢をしていない
□発熱、腹痛、嘔吐の症状がない
□衛生的な服装 (エプロン・三角巾(帽子)・マスク) をしている
□ 手指は確実に洗浄した

	指導項目		指 導 内 容	
	10470	 当番児童	当番以外の児童	
	目標	◎衛生的な当番活動を身に付 けよう	◎みんなで協力して、楽しく 食べる環境作りをしよう	
備	環境整備		ちのよい食事の工夫ができる 、安全衛生に留意した食事の 境を整える。	

・窓を開けて、教室の空 気を入れ換える



ゴミを拾って、教室を 清潔にする



- ◎配膳台及び机は、清潔な ・机の上をふきんで拭く ふきんを用意して水拭
- ・トレーを使用しない場 合はランチョンマット をしく

- ◎換気:担任が行う(安全) ○ごみが落ちていたら拾う 習慣をつける。
- ◎机を向かい合わせにし ない。向かい合わせにす る場合は対面の児童市 と等の間に一定の距離 (1m程度)を確保する 等の措置を講じる
- きする。 〇ランチョンマット使用の
- 場合は、その準備ができ るまで給食当番は給食や 食具を配らない。

家庭との連携

⇒清潔なランチョンマット の準備

(ハンカチ同様毎日取り替え) ※忘れた時: A3 用紙で代用



(ランチョンマット準備)

- <ランチョンマットはなぜ必要か?>
- ・学習に使用している机を食事するテーブルとし て使う(清潔な食事)
- ・楽しい雰囲気を作り、おいしく食事を味わうこ とができる
- 温かいものを少しでも冷めにくくする

準 備

<給食当番>

- ○給食当番健康チェック表(学校給食衛生管理基準に基づく)を用意し、 体調を把握する。
- 〇身支度や手洗いなど食事の準備がきちんとできるようにする。

手洗い

・<u>トイレをすませ、手を洗う</u> <正しい手の洗い方>



○給食当番は手を洗う前に、給食ワゴンのものを さわらない。









家庭との連携

⇒清潔なハンカチの準備 (毎日取り替える)

身支度

- ・清潔なエプロン、三角巾 (帽子)、マスクで身支度 を行う
- ◆原則、給食当番のみ身支度をする
- ◆エプロン・三角巾 (帽子)・マスクを忘れた時は 盛り付けや給食を配る作業させない。
- ◆身支度をしたままトイレに行かない。
- ◆作業が終わったら、身支度をとく。
 - ⇒1・2年生は服を汚さない目的で全員身支度を させている場合は、三角巾(帽子)のみとる。

家庭との連携

- ⇒清潔なエプロン・帽子・マスクの準備
- ※1・2年生: 自分で身支度で きるもの
- ※3年以上:体にあったもの ※給食袋は、床に引きずらない 長さ等で衛生的に配慮する
- ※汚れたらその都度持ち帰る
- ※金曜日に持ち帰りの声掛けをする
- 〇配膳用机を用意し、食器 や食缶、パン箱などは、 床に直接置かない



盛り付け



<配食(盛り付け)>

- 〇一人分の盛り付け量を盛りきる
- ○担任の確認のもと相談し、配食調整をする。
- ○献立にふさわしい衛生的な盛り付けや、正しい食器の並べ方ができるようにする。
- ・盛り付けの前に、給食カレンダーや給食メモを見て確認する。
- ⇒食器の使い方、変更 注意事項をチェック
- ・床に直接、食器や食缶、 パン箱、牛乳箱などを置 かない。(机2台利用等 工夫)
- ・安全、清潔に気をつけて 配膳する
- ・盛り残しに気をつける
- ・食缶類の整頓

- (給食当番への協力)
- 手を汚さないようにして静かに待つ
- ・安全、清潔に気をつけて受け取る
- ・食事中、<u>咳エチケット</u> <u>の対応</u>ができるよう、 <u>机の上にハンカチを用</u> **意**する。



- ◎当番以外の児童生徒は、 静かに座っていること。
- ※準備の時間の短縮、埃が 舞わない衛生的な食事環 境作りにつながる。
- ※異物混入などの安全・衛 生指導を行うため、学級 担任等は教室を離れない。
- ○盛り残しがそのまま残量 につながることもあるた め、最小限(1割程度) にとどめる。



※特に低学年は、量を減らすことで、嫌いなものを少しでも食べてみようとする意欲をもたせることもできる。

<配るとき>

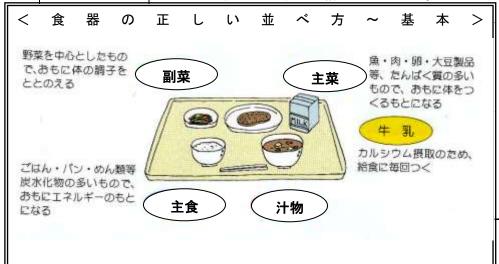
- ○トレーを使用しない場合は、食具や給食を配る前に、ランチョンマットが敷かれていることを確認する。
- ○食具(はし、スプーン)を配るときは、口に入れる方を持たない。
- ○食器を正しく並べるよう 指導する。
- ※嫌いなものを拒否して、 受け取らないことがない ようにする。

<盛り付けの仕方>

- ① 食器の使い方~給食カレンダーと給食メモを確認
- ② 1人分の量を把握する
 - ・学年によって一人分の量が違う 1個付けの献立以外は、基本的には6段階の配食比率に基づ いて食缶に配食している。
 - ・全体量をみて、上手に配膳できるようにする

(例)	1年	2年	3年	4年	5年	6年
配食比率	0.85	0.9	0.95	1.0	1.05	1.1

※パン・麺・委託白飯は3段階の量になっている。



◆アレルギー 対応

除去食・代替食がある場合

名札がついた専用容器に入った対応食が、ワゴンの上にのせてある。

給食当番は、その対応食を そのまま該当の児童に渡 す。カラの食器も別に必ず 配る。

該当児童は、自分で対応食 を食器に盛りつける。

自分で代替食を持参して いる場合

給食当番は、カラの食器を 配る

該当児童は、自分で持参した代替食を食器に盛りつける。

- ○担任等は、専用容器から 食器に盛りつけたことを 必ず確認すること。
- ※低学年の対応は特に担任 等の補助が必要。

〔食物アレルギーによるアナフィラキシー症状を起こした児童生徒への初期対応〕

- ○まず、適切な場所に足を顔より高く上げた体位で寝かせ、嘔吐に備え、顔を横向きにする。
- ○意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色を確認しながら必要に応じて心肺蘇生等の 措置を行い、医療機関への搬送を急ぐ。
- ○アドレナリン自己注射薬「エピペン」(商品名)を携行している場合には、できるだけ早期に注射することが効果的である。

あいさつ

〇献立(主食・主菜・副菜)の確認をし、献立名を知らせる。

〇「いただきます」「ごちそうさま」の意味を知り、心を込めてあいさつする。

<献立発表>

「いただきます」の前に「きゅうしょくメモ」を利用 して、献立発表する。

- →・料理の名前を覚える
 - ・きちんと自分の給食がそろっているかを確認す

あいさつの意味「いただきます」

私たちは生き物の命をいただき、自分の命を養 っています。食べものを粗末にすることは、他の 命を粗末にすることになります。いつも感謝の気 持ちを込めて、食事の前に「いただきます」とあ いさつをします。



飛沫を飛 ばさない よう注意

○衛生面や食事のマナーの 面から食事の前に身支度 をとく



正しい食べ方

良い姿勢で食べる



食べる

主食とおかずは交互に



よくかんで食べる



- 背すじをまっすぐに伸ばし て食べることで、胃(お腹) が圧迫されず、食べものの 消化がよくなる
- ・主食、おかずは交互に食べ る。そうすることで、主食 とおかずのどちらもおいし く食べられる。また、同時 に食べ終わることができ、 栄養素をバランスよくとる ことができる。
- デザートはなるべく最後に 食べる。
- ・消化吸収がよくなる
- ・あごの筋肉が発達して、歯 並びがよくなる。
- ・脳に刺激が伝わり、脳の働 きがよくなる。
- ・食べ過ぎを防ぐ効果がある。

食事のマナー

食器を正しく持って 食べる



好き嫌いをしないで 食べる



口に食べ物をいれたまま





- ・茶わんや汁わん (カップ) は手に持って食べる。
- ・食器に指を入れたり、わし づかみにしない。
- 健康な体をつくるために一 口でも食べてみる
- 嫌いなものをはじめから取 り除かずに、食べてみよう とする
- ・食べ物が飛び散るなどして、

周りの人に不快感を与える

食べている途中で立ち歩 かない





- 食事にふさわしい会話を する
- 楽しい雰囲気の中で食事 をする



- ・食事の途中に、席を立って 遊んだり、友達とふざけた りしない。
- ・自分が食べ終わっても、静 かに自分の席で待つ。
- ・食事の時に、きたない話や 気持ちの悪くなる話はさけ
- ・大声を出すなど人に迷惑に ならないように気を付け る。
- ・楽しい気分で食事をするこ とは、食べものの消化・吸 収がよくなる。
- →BGM等で工夫する。

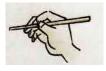
<会食中>

- ○食器や箸の持ち方、並べ方、食事中の姿勢など基本的なマナーを身に付け、 楽しい雰囲気の中で会食できるようにする。
- O落ち着いて食べることができるよう、食べる時間を確保する。

はしの使い方

■正しいはしの持ち方

①えんぴつのように はしを1本持つ



上のはしを動かす



下のはしは動かさない

さしばし

家庭との連携

⇒入学説明会で入学前まで にできるように説明、学級 便り等で状況を紹介する。

②もう1本のはしを 親指のつけ根と薬 指の先ではさむ



■やめたいはしの使い方



どれを食べようか、 迷ってはしを動かす

もちばし





遠くからはさんで汁 を垂らしながら、は しを動かすこと

よせばし



はしで食べものをさ して、食べること



はしをもったまま、 食器を同じ手でもつ

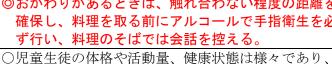


はしで食器をよせる こと

おかわりの 仕方

偏食指導

- ○基本的には、全部食べ終わってからおかわりするこ とが望ましい。
- ○おかわりタイムの設定 おかわりするために急いで食べることが早食いの習 慣化につながるので、注意する。
- ◎おかわりがあるときは、触れ合わない程度の距離を 確保し、料理を取る前にアルコールで手指衛生を必



その指導が画一的なものとならないよう配慮する。 ○食事の量、食べる速度、嗜好等について個別に把握 し、指導の必要がある場合は、少しずつ根気強く、

集団を基本としながら、一人一人の特性を考慮し、

改善に向けた対応や指導を行うことが大切。 ○保護者の理解と協力を得るとともに、学級担任と栄 養教諭が連携・協力を図る。



◎担任等は、給食の時間に採

給食指導にあたる。

点等を行わず、児童生徒の

家庭との連携

<u>○個人懇談等</u>の活用



食に関する 指導

給食の時間における食に関する指導計画、教師用資料:「給食メモ」等を活用

- ⇔教科等で学習したことを確認させたり、理解を深めさせたりする。
- ◎学校給食を活用し、食に関する指導の充実を図る
 - ・衛生面に気を付けて食事の準備や後片付けができるようにする
 - 1日3度の栄養バランスのよい食事のとり方を理解し、免疫力を高める食生活 を実践できるようにする。

Lauto

あいさつの意味「ごちそうさま」

「食事を作るために食材を育てたり、集めたり、料理したり、駆け回っていただきありがとうございました。」という意味が含まれています。

食事の後には、感謝の気持ちを込めて「ごちそう さま」とあいさつをします。

家庭との連携

〇あいさつの後に、片付けを する。

窒息時の対処法

〔背部叩打法〕

立膝で太ももがうつぶせにした子ども のみぞおちを圧迫するようにして(下 図)、頭を低くして、背中の真ん中を平 手で何度も連続して叩きます。

なお、腹部臓器 を傷つけないよ う力を加減する。



〔腹部突き上げ法〕

後ろから両腕を回し、みぞおちの下で 片方の手を握り拳にして、腹部を上の 方向に圧迫する(下図)。



- ○教師不在の時間をつくら ず、食事中は児童生徒の様 子に注意する。
- ○時間にゆとりをもって食事ができるようにする。
- ○テレビ放送を見ながら食事をさせたり、食事に集中できなくなる放送等を行ったりしないように配慮する。(食に関する指導用動画や環境音楽等は除く。)

家庭との連携

○嚥下障害のある児童生徒 は、食べ物による窒息が起 こりやすいので、学級担任 等は主治医の指示を受け 十分注意する。

後片付け

後片付け

<片付け方>

- 〇後片付けは、「ごちそうさま」をしてから、みんなで協力して、手順よく片付けらえるようにする。
- 〇環境や資源に配慮して、学校や地域の分別の決まりごとを守り、片付ける ようにする。

◎一人一人順番に片付ける

<パン・めん・ 牛乳・おかず・ その他>



	W. H. J. L. T.	N - 44 - 11 - 11
	後片付けの仕方	ゴミ等の分別
パン	・ <u>食べ残しのパン</u> は、袋から出す→ <u>パン箱</u> へ	生ゴミリサイクル
	※ケチャップソースなどが付いている時は、紙などをパン箱にしく	
	・ <u>パンの空き袋</u> は小さく結んで、 <u>配られた紙箱</u> に	資源化ゴミ
	入れる→ワゴン車の上へ	(一般ごみ)
めん	・ 食べ残しのめん は、袋から出す→汁の入って	生ゴミリサイクル
	いた <u>食缶の中</u> へ ※欠席者の分もすべて	
	・ <u>めんの空き袋</u> は小さく結んで、 <u>配られた紙箱</u> に	資源化ゴミ
	入れる→ワゴン車の上へ	(一般ごみ)
牛乳	・飲み残し、手のついていない牛乳は専用バケ	給食室で廃棄
	<u>ッにあける</u> ※欠席者の分もすべて	
	・ストローの袋とストローは、配られた紙箱に	資源化ゴミ
	入れる →ワゴン車の上	(一般ごみ)
	・牛乳パックのリサイクル活動は、触れ合わない程度	紙リサイクル
	の距離を確保し、大声での会話を控えて行う。	資源化ゴミ(一般ごみ)
おかず	・残り物は、それぞれ入っていた食缶にきれい	生ゴミリサイクル
	にあける(食器に汁が残らないようにする)	
その他	・ジャム、バター、チーズなどの袋は入ってい	一般ゴミ
	た箱やビニール袋に小さくまとめる	
	・アイスクリーム、納豆等の容器は重ねて、入	
	っていた箱や袋に入れる	

生ゴミリサイクル ~ 学校から回収されたものは、リサイクル工場へ行き、養鶏場の餌またはフードリサイクルの 堆肥を作ります。ビニールやスプーン等の食具が混入されていると給食室や工場でさらに分 別することになり、リサイクル製品にも影響が出ます。 ○磁器食器の取扱いに注意 <食器> 食器 ・食器はきちんと重ねてかごに入れる。 ※両手で持つ 例) ※重ねるときは静かに ※大皿・丼→2列 ※机の移動の時は注意する ※小皿→3列 ※茶碗・カップ→4列 ⇒決められた列にしないと、食器が倒れ、 壊れたり、中から汁がこぼれる原因とな スプーン、フォークは向きはルールを守 食具 ※おたま類は食缶の中に入れ ない。 って通す。 ・おたま、パンバサミ、サラダスプーン、 へらなどは食具用のかご(最初に入って いたかご) に入れる。お盆は、所定位置 に載せる。 ・ソース入れは、必ず縦にしてかご等に入 れる。 <特別編> <注意> 〇嘔吐したとき <u>給食室に汚染を広げないた</u> ・食器具に嘔吐物が付着した場合、次亜塩素酸ナトリ <u>めに</u>、 ウム溶液(塩素濃度 1000ppm に 10 分)浸して一次消 ・吐物を食缶にあけない 毒を行った後、ビニール袋に入れ、消毒済みである ・食器を食器かごに混ぜな ことがわかるように表示**→給食室に返却** ・吐物等は、別のビニール袋に入れて処理→**一般ゴミ** ※万が一上記のことを行った ※処理は学級担任等が行う。(吐物の処理方法は別途要 場合には、すぐに給食室へ連 領に基づき行う。) 絡する。 <配膳台> ・食器の整頓 身のまわりの片付けを (倒れないようにする) する。 バケツと台ふきん(ピン ク)を使って、配膳台の 上にこぼしたものはき れいに拭き取る。 ・配膳台に食器、食缶など を載せ、教室前の廊下へ 出す。 ・台ふきんは、きれいに洗 って干す。

※本要領に記載しているイラストは、食に関する指導の手引-第一次改訂版-(平成 22 年 3 月文部科学省)から引用しています。

☆給食用具の取り扱いと管理方法☆

配膳台用のバケツ(ピンク)	1	学期始めに配布、学期末に配膳台に載せてもどす
配膳台用ふきん	1	毎日きれいに洗い、清潔に保つ(乾かす)
		学期始めに配布、学期末にもどす
牛乳用のバケツ(ブルー)※	1	毎日配布。給食後、配膳台の上に置いて戻す
おぼん	1	毎日配布。給食後、食器類と一緒に戻す
ストロー	1	無くなったら給食室に取りに来る
児童生徒用机	2	配膳の補助に使用。
		※パン・めん・牛乳箱、牛乳バケツなど、直接床に置かないこと。

※飲み残し牛乳専用バケツは、毎日給食室に返却してください。

☆ その他

- ・ 児童の給食室への出入りは禁止。用事がある時は出入り口の横にあるブザーを押す。
- ・ 給食室用の履物入れや、ダムウエーターには手をふれない。(給食の運搬以外には使用しない。)
- ・ 通常の給食時間(12:20~13:00)より遅く喫食する場合は、必ず事前に連絡をする。
- ・ 学校給食の持ち帰りは禁止(食中毒の防止及びその拡大防止のため、喫食対象者限定で、調理後2時間以内に喫食することを前提に提供)

給食当番(教職員含む)健康観察票(例)

令和 5 3	手	月		<u>学校名</u>	i								学年		組
	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
給食当番者名		-1	!	-1	!			!	-	l		-	!		Į.
① 下痢をしていない。															
② 発熱、腹痛、嘔吐していない。															
清潔なエプロン、マスク、帽子 をつけている。															
④ 手はきれいに洗っている。															
	1					1					: [•	•		
	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金					
給食当番者名															
① 下痢をしていない。															
② 発熱、腹痛、嘔吐していない。															
清潔なエプロン、マスク、帽子 をつけている。															
④ 手はきれいに洗っている。															

注意事項: 学級担任等が確認し、適切でないと認められる場合は、給食当番を代えるなどの対応をとってください。

学校給食従事者個人健康観察記録票 (例)

令和5年 月 <u>氏名</u>

	_		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
			日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
		① 下痢をしていない。																															
		② 発熱をしていない。																															
		朝の体温	°C																														
	陜土	③ 腹痛をしていない。																															
本人	康状	④ 嘔吐をしていない。																															
	態	手指、顔面に傷、化膿性 ⑤ 疾患はない。(注1)																															
		感染症又はその疑いはな ⑥ い。																															
		⑦ 咳、倦怠感、呼吸苦、息切れ、 味覚障害等の症状はない。																															
		8 その他(黄疸、耳・目又は鼻からの分泌がない。)(注 2)																															
		① 下痢をしていない。																															
	健	② 発熱をしていない。																															
家族	康状	③ 腹痛をしていない。																															
	態	④ 嘔吐をしていない。																															
		感染症又はその疑いはな ⑤ い。																															
		確認印																															

- (注1) 化膿性疾患が手指にある場合は、調理作業に従事することを禁止し、直ちに医師の精密検査を受け、その指示を励行すること。
- (注2) その他の事項は、食品衛生法別表第十七(第六十六条の二第一項関係)七食品又は添加物を取り扱う者の衛生管理に示されている。 耳、目又は鼻からの分泌は、感染性の疾患等に感染するおそれがあるものに限る。
- ※ 各項目で異常があった場合は、速やかに衛生管理責任者に報告し、指示を仰ぐこと。